

## 告 示

### 埼玉県告示第八百十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 起業者の名称

さいたま市

#### 二 事業の種類

一般国道百二十二号改築工事（蓮田岩槻バイパス・埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻字箕輪下地内から同市岩槻区加倉二丁目地内まで）

#### 三 起業地

##### イ 収用の部分

埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻字箕輪下、並木一丁目、並木二丁目及び加倉二丁目地内

##### ロ 使用の部分

なし

#### 四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次に掲げるとおり法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

##### イ 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、埼玉県さいたま市岩槻区大字平林寺地内から同市岩槻区加倉二丁目地内までの延長二千八百メートルの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道百二十二号改築工事（蓮田岩槻バイパス）（以下「本件事業」という。）のうち、前記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件に適合すると判断される。

##### ロ 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者であるさいたま市は、既に本件事業を開始していること、道路法第七十条第一項の規定により、指定市の区域内に存する一般国道の改築は当該指定市が行うものとされており、本件区間は、同法第十三条第一項の指定区間に該

当しないことなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件に適合すると判断される。

ハ 法第二十条第三号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道百二十二号（以下「本路線」という。）は、栃木県日光市を起点とし、群馬県桐生市等を経由して、東京都豊島区を終点とする延長百六十四・一キロメートルの一般都県を結ぶ主要幹線道路である。

埼玉県内における本路線は、東京外環自動車道をはじめとして多数の国道、県道と連結し道路交通網の一環を形成しており、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づき埼玉県が策定した「埼玉県地域防災計画」において、第一次特定緊急輸送道路に指定されている。

さいたま市内における本路線は、蓮田市、さいたま市及び川口市を南北に結び、東北縦貫自動車道の岩槻インターチェンジ及び浦和インターチェンジ、一般国道十六号、一般国道四百六十三号並びに主要地方道さいたま春日部線が交差する交通の要衝となっており、地域の産業、経済、文化及び生活を支える重要な路線となっている。

本路線のうち、蓮田市閩戸地内からさいたま市岩槻区加倉地内までの延長九千百メートルの区間については、順次四車線のバイパス方式による整備が進められ、本件区間のみが二車線整備のまま残されている。

本件区間については、朝夕の通勤時間帯を中心に自動車交通が集中して交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成二十二年度の道路交通センサスによると、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）の自動車交通量はさいたま市岩槻区大字平林寺地内で、一万六千九百五十七台／日であり、混雑度は一・六〇となっている。

本件事業の完成により道路の交通容量が確保され交通混雑が緩和されるとともに、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成二十六年三月に同法に準じて、大気質、騒音等につい

て、任意で本件事業が及ぼす影響を検討している。その結果、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については、遮音壁等の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

本件事業が自然環境に与える影響については、起業者が平成二十八年九月に任意で実施した調査によると、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ、準絶滅危惧として掲載されているオオタカ、トウキョウダルマガエル、コオイムシ等が確認されている。

これらのうち、ハヤブサ、オオタカ等の鳥類については、営巢は確認されておらず、またその他の種についても同様の生息環境が周辺に広く残されていることなどから、影響は軽微であるとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ、準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシ、ウスゲチヨウジタデ、ミゾコウジュ、カワヂシャ等が確認されているが、事業区域外で確認された種であるため、影響は軽微であるとされている。

加えて、起業者は、本件事業中に保護のために特別な措置を講ずべき種が確認された場合は、専門家の指導・助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が五箇所存在するが、起業者はさいたま市教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑を緩和し、安全かつ円滑な自動車交通を確保するために、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第三種第二級の規格に基づく片側二車線の四車線道路に整備する事業であり、本件事業の事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートは上下セパレート案（橋梁）（以下「申請案」という。）、上下セパレート案（トンネル）及び四車線集約案の三案について検討が行われている。申請案と他の二案とを比較すると、申請案は、土地利用面において支障物件はなく、現道と離れた場所に新設するため、施

工時に現道交通に与える影響はほとんどないこと、事業費が三案中最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められるため、法第二十条第三号の要件に適合すると判断される。

## ニ 法第二十条第四号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

ハ(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生し、交通事故が多発しており、その改善を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件に適合すると判断される。

## ホ 結論

イからニまでに掲げるとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

## 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課